第二十六条の見出し中「都道府県負担額等」を「国道新設等都道府県負担額等」に改め、同条第一項中「第二十一条から第二十三条まで」を「第二十一条第一項、第二十二条並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十一条第一項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同項中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」又は「指定市以外の市の」と、同項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外の市負担額」と、第二十二条中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三条第一項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第五項中「、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と、同条第六項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、「国道新設等国庫負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは「、国道新設等国庫負担額」と読み替えるものとする。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項及び第四項中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第二項並びに第二十三条第三項及び第五項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築都道府県以外の市等負担額」と、第二十一条第三項並びに第二十三条第四項及び第五項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額」とあるのは「施設等改築負担基本額」と読み替えるものとする。

第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二を第三十五条の三とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第三十五条の二　法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二　道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2　前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十八条の三第二項中「第四条の二第一項第四号及び第九号」を「第四条の二第一項第五号及び第十一号」に改める。

第三十九条第二項第七号中「第三項」を「第五項」に改め、「第二十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「負担基本額、都道府県負担額（指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。）及び都道府県分担額」を「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十七条第一項第十七号」を「第十七条第一項第十八号」に改める。

第十五条第一項の表第二十一条、第二十二条第一項の項の次に次のように加える。

第二十二条の二	道路管理者は	地方道路公社は
第二十二条の二、第二十四条	道路管理者以外	道路管理者及び地方道路公社以外

第十五条第一項の表第二十四条の項を次のように改める。

第二十四条	道路管理者の	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の

第十五条第一項の表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第十七条第一項第十七号」を「第十七条第一項第十八号」に改め、同表第七十一条第四項の項中「第十七条第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号」を「第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十七条の十第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第百一条第四号及び第五号、第百二条第一号、第三号及び第四号、第百三条、第百四条の項中「第二十二条第一項」の下に「、第二十二条の二」を加え、同表第五十四条の二第一項、第五十五条第一項の項中「又は第五十条」を「から第五十一条まで」に改め、同表第七十一条第四項の項中「第十七条第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号」を「第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号」に改める。